

近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託 募集要領

1. 件名

近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託

2. 概要及び目的

この要領は、近鉄郡山駅前広場等の整備に関するデザインについて検討するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、提案者から企画提案を求めることにより、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、業務内容の品質をより高めるために外部の専門業者を選定することを目的とする。

3. 業務概要

(1) 業務名称

近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託

(2) 業務内容

近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

大和郡山市南郡山町 526-1 他

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 提案限度価格

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

本件は予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

4. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録または所在する都道府県の一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 日本国内での同種・類似業務の実績を 1 件以上有すること。同種・類似業務とは、仕様書に示すような鉄道駅周辺での駅前広場及び街路等のデザイン検討に係る業務やデザイン監修をいう。同種・類似業務実績表(様式6)にできる限り詳細に記載すること。
- (4) 今後、本業務の受託者が、本業務に基づく社会実験、基本設計及び実施設計においてデザイン監修を行い、施工時の施工管理を行うことを想定している。これに関して、実績がある場合は同種・類似業務実績表(様式6)にできる限り詳細に記載すること。(ただし、本内容は長期的な想定であるため、デザイン監修及び施工管理に関する予算が確保できた場合に限る。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこ

と。

- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)(若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (9) 大和郡山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (10) 2以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記(1)～(9)条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任をもつこと。
 - ② プロポーザル参加表明書の提出以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者が上記(2)の条件を満たすこと。
 - ④ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ⑤ プロポーザル参加表明書の提出時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5. スケジュール

項目	日程
公募開始日	令和6年1月22日(月)
質問の受付	令和6年1月22日(月)から 令和6年1月26日(金)まで17時必着
質問の回答	令和6年1月31日(水)17時までに 市ホームページに掲載
[プロポーザル参加表明書]の提出期限	令和6年2月9日(金)17時必着
参加承認の通知	令和6年2月13日(火)15時までに 電子メールで通知
企画提案書等提出締切日	令和6年2月14日(水)から 令和6年2月27日(火)まで17時必着
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年3月18日(月)
審査結果通知・公表	令和6年3月29日(金)15時までに 電子メールで通知
業務委託契約	令和6年4月上旬

※本業務についての説明会は実施しない。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本事業に不明点がある場合は、質問書(様式1)によりメールで提出を行うこととし、電話・来庁・FAX 等による質問は受け付けないものとする。

提出書類: 質問書(様式1)

提出期限: 令和6年1月26日(金) 17時必着

提出場所: 大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課

提出方法: メールによる提出。件名を「近鉄郡山駅前広場等整備デザイン検討業務委託
プロポーザル質問書」とすること。

メールアドレス: senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp

(2) 質問の回答

すべての質問に対する回答は、令和6年1月31日(水)17時までに大和郡山市ホームページに掲載する。

7. プロポーザル参加表明書

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、「プロポーザル参加表明書」(様式2)に必要な事項を明記のうえ提出すること。提出部数は1部とする。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	プロポーザル参加表明書(様式2)	印鑑は実印を押印すること。
2	暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(様式3)	印鑑は実印を押印すること。
3	印鑑証明書(原本)	発効後3ヶ月を越えないもの。
4	履歴事項全部証明書(原本)	発効後3ヶ月を越えないもの。
5	納税証明書(原本)	発効後3ヶ月を越えないもの。
6	経営状況等調査表(様式4)	
7	建設コンサルタント登録または一級建築士事務所登録が確認できるものの写し	国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。または、所在する都道府県の一級建築士事務所の登録を受けていること。
8	事業者概要(様式5)	共同体の場合は、構成する事業者ごとに作成すること。
9	同種・類似業務実績表(様式6)	記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付すること。
10	共同事業者協定書の写し(任意様式)	共同事業者を結成した事業者のみ。
11	代表者への代表権委任状(任意様式)	共同事業者を結成した事業者のみ。

※提出書類3、4、5について公告日時点で大和郡山市競争入札参加資格を有している者は、提出不要とする。

(2)提出方法

- ・提出期限 令和6年2月9日(金)
- ・提出場所 大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 まちづくり協定推進室
- ・提出方法 直接持参または郵送すること。FAXは不可。
持参の場合は平日午前9時から午後5時まで受付(土日、祝日を除く)

8. プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加表明書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、プレゼンテーション・ヒアリング審査の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに事務局へ電話で問い合わせること。

9. 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加を表明した者は、必要書類を定められた部数をまとめて製本し、期限までに提出すること。期限までに提案書の提出がなかった事業者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出部数
1	提案審査申請書(様式7)	1部
2	企画提案書(任意様式)	正本1部、副本6部
3	参考見積書(任意様式)	正本1部、副本6部
4	工程表(任意様式)	正本1部、副本6部
5	業務執行体制(様式8)	正本1部、副本6部

(2) 提出方法

- ・提出期限 令和6年2月27日(火)
- ・提出場所 大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 まちづくり協定推進室
- ・提出方法 直接持参または郵送すること。FAXは不可。持参の場合は平日午前9時から午後5時まで受付(土日、祝日を除く)

(3) 企画提案書等の作成要領

- ① 企画提案書には業務にかかる下記のテーマについて、それぞれ提案内容を記載すること。
 - ・デザインコンセプトについて(概念的に)
 - ・デザインコンセプトを踏まえ、使われ方の想定に基づく必要な機能、施設について
 - ・デザインに関する意見交換会の開催方法やその内容について
 - ・その他任意テーマ
- ② 企画提案書の様式・テーマごとのページ配分は任意とし、書式、頁数は特に定めない。用紙は原則 JIS A4 判縦長・片面とし、文字サイズは 12pt 以上とすること。A3 判による折り込みは可能とする。
- ③ 正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

- ④ 書類は読みやすさに留意し、正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。また、カラー印刷での提出も可とする。

(4) 見積書作成の留意事項

- ・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるよう、可能な限り詳細に記載すること。
- ・提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

(5) 提出上の注意事項

- ・伝送、電子媒体による提出は受け付けない。
- ・提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

9. 配置予定技術者の要件

- (1) デザイン管理者は、周辺建築物のデザイン誘導等を含むデザイン方針を担当することとし、技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画又は道路)、技術士(建設部門:都市及び地方計画又は道路)、RCCM(都市計画及び地方計画部門又は道路部門)、又は一級建築士の資格を有すること。また、駅前広場等のデザイン設計や類似業務に従事した実績を有すること。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画又は道路)、技術士(建設部門:都市及び地方計画又は道路)、RCCM(都市計画及び地方計画部門又は道路部門)、又は一級建築士のいずれかの資格を有すること。また、同種・類似業務に従事した実績を有すること。管理技術者とデザイン管理者は兼務することができる。
- (3) 配置予定の技術者はすべて、本業務完了まで熱意と責任を持って確実に従事できる者とする

10. 評価基準 別表 評価基準書のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととする。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は提案者すべてに通知する。

12. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施要領

- (1) 実施日時 令和6年3月18日(詳細な時間については別途通知する。)
- (2) 実施場所 詳細な場所については別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき40分程度(プレゼンテーション 20分程度 ヒアリング 20分程度)
- (4) 出席者 1提案者につき3名までとする。
- (5) 留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等に

よる説明は許可する。この場合、プロジェクター・スクリーンは市が用意し、操作用パソコン等は持ち込み可能とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

13. 選考委員会の構成

選考委員会は外部有識者 2 名、市職員 3 名で構成する。

14. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 募集要領に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

15. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は大和郡山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、大和郡山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で大和郡山市競争入札参加資格を有している者は、大和郡山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加事業者数が 2 者のみの場合はこの限りではない。

16. 事務局

〒639-1198

大和郡山市北郡山町 248-4

大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 まちづくり協定推進室

TEL:0743-53-1759 FAX:0743-53-5001

メールアドレス: senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp